

# 都市・地域交通戦略推進事業

公共（補助・交付金）

歩行、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

- 補助対象者<sup>※1</sup>：地方公共団体、法定協議会<sup>※2</sup>、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体  
※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む）も事業実施可能  
※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補助率：1／3、1／2（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業）



路面電車・バス・鉄道等の公共交通の施設<sup>※3</sup>



自由通路



ペデストリアンデッキ



自転車駐車場



シェアモビリティ設備



駐車場(P&R等)



駅舎の地域拠点施設への改修・減築



交通結節点整備



公共交通施設と一体的に整備する  
再生可能エネルギー施設等



社会実験



モビリティハブ整備



バリアフリー交通施設



荷捌き駐車場



地区交通戦略に基づく  
街路空間再構築・利活用



情報化基盤施設<sup>※4</sup> の整備  
スマートシティの推進  
デジタルの活用に係る  
社会実験

※3 インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援可能

※4 情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先進的な技術を活用した施設、サービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のための基盤整備等